

独立行政法人労働者健康安全機構 第5期中期目標(案) 概要

令和6年1月17日

厚生労働省労働基準局安全衛生部
計画課機構・団体管理室

政策体系における法人の位置付け及び役割

機構は、独立行政法人労働者健康安全機構法に基づき、労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、職場における労働者の健康及び保全の確保を図るほか、労働者の福祉の増進に寄与するという目的の下、「**勤労者医療の充実**」、「**勤労者の安全向上**」、「**産業保健の強化**」を理念に法人運営を行っている。

法人を取り巻く環境と課題

勤労者医療の充実

- 労働者の高齢化とともに職業生活が長期化し、疾病リスクを抱える労働者が増加傾向で推移しており、勤労者医療の重要性が高まっている。
- 特に治療と仕事の両立支援については、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」及び第4期がん対策推進基本計画の評価指標一覧において、機構が実施する両立支援コーディネーターの基礎研修の受講者数が新たな指標とされるなど、その重要性が高まっている。

勤労者の安全向上

- 労働災害発生状況について、労働災害による死亡者数は減少しているものの、労働災害による休業4日以上の死傷者数は、ここ数年増加傾向にある。
- 労働者の高齢化や第3次産業への就労者の増加に伴い、労働者の作業行動に起因する「転倒」、「動作の反動・無理な動作」などの労働災害が増加している。
- 中小事業場等における安全対策の遅れ、化学物質に対する事業場における自律的管理体制への対応が課題となっている。

産業保健の強化

- 中小企業における産業保健活動の支援とともに、女性労働者・個人事業者の増加に伴う健康推進等の産業保健上の対応が課題となっている。

勤労者福祉の向上等

- 国民の利便性等向上のためのデジタル社会の実現に向けて、手続きのオンライン化、関係機関との情報連携、デジタル技術を活用した新たな事業展開が求められるとともに、それを担うデジタル人材の育成・確保も課題となっている。

機構は、**勤労者医療の拠点として労災病院の安定的な経営を確保し、勤労者医療を充実させる**とともに、**労働災害の防止、労災疾病等に係る研究について、行政政策に反映される研究を進め、労働者の安全向上に取り組み**、さらに、**個人事業者なども含め多様な働き方に対応した産業保健活動への支援を推進する**ことにより、労働者の健康及び安全の確保並びに労働者の福祉の増進に係る取組を効果的かつ効率的に実施するものとする。

第5期中期目標(案)構成

第4期中期目標

- 第1 政策体系における法人の位置付け及び役割
- 第2 中期目標の期間
- 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - I 労働者の健康・安全に係る業務として取り組むべき事項
 - 1 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等
 - 2 労働災害の原因調査の実施
 - 3 化学物質等の有害性調査の実施
 - 4 勤労者医療及び地域医療における役割の推進
 - 5 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供
 - 6 治療と仕事の両立支援の推進
 - 7 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等
 - II 労働者の福祉に係る業務として取り組みべき事項
 - 1 未払賃金の立替払業務の着実な実施
 - 2 納骨堂の運営業務
 - III 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払等業務として取り組むべき事項
- 第4 業務運営の効率化に関する事項
- 第5 財務内容の改善に関する事項
- 第6 その他業務運営に関する重要事項



第5期中期目標(案)

- 第1 政策体系における法人の位置付け及び役割
- 第2 中期目標の期間
- 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 1 勤労者医療及び地域医療における役割の推進
 - 2 治療と仕事の両立支援の推進
 - 3 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等
 - 4 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等
 - 5 労働災害の原因調査の実施
 - 6 化学物質等の有害性調査の実施
 - 7 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供
 - 8 未払賃金の立替払業務の着実な実施
 - 9 納骨堂の運営業務
 - 10 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払等業務として取り組むべき事項
- 第4 業務運営の効率化に関する事項
- 第5 財務内容の改善に関する事項
- 第6 その他業務運営に関する重要事項

機構理念

勤労者
医療の
充実

勤労者
の安全
向上

産業保健
の強化

その他
事業

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

勤労者医療の
充実

1 勤労者医療及び地域医療における役割の推進

(1) 疾病に関する高度かつ専門的な医療の提供

- ・ 労災病院が行う勤労者医療について、地域社会における保健活動及び産業保健活動との連携の下、先導的に実施するとともに、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させること。
- ・ アスベスト関連疾患、化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害など一般的に診断が困難な疾病や、脊髄損傷については、協働研究や労災疾病等に係る研究の研究結果を共有しつつ、積極的に医療を提供すること。

(2) 大規模労働災害、新興感染症（再興感染症を含む。）等への対応

- ・ 労災病院において、大規模労働災害や新型インフルエンザ等の公衆衛生上重大な危害が発生した場合に速やかに対応できるよう、可能な限り体制を確保すること。
- ・ 感染症法の改正を踏まえ、感染症発生・まん延時には、各都道府県知事からの指示を受け、病床の割り当て等に係る協定にのっとり対応を行うとともに、厚生労働大臣からの要請があった場合には、可能な限り県境を越える医療人材の広域派遣を行うこと。

(3) 地域医療への貢献

- ・ 労災病院において、都道府県が策定する第8次医療計画や医療圏ごとの特性などを踏まえ、効果的な地域医療連携を推進すること。
- ・ 地域の医療機関との連携に当たっては、地域の医療ニーズの分析や関係機関との調整など本部が必要に応じて支援を行うこと。 など

(4) 医療情報のICT化の推進

- ・ 労災病院においては、医療の質の向上と効率化を図るため、電子処方箋をはじめ、「医療DXの推進に関する工程表」（令和5年6月2日医療DX推進本部）に基づき政府が進める医療DXの各取組に率先して取り組む等、医療情報のICT化の一層の推進を図ること。 など

(5) 患者の意向の尊重と医療安全の充実

(6) 治験の推進

(7) 産業医等の育成支援体制の充実

(8) 労災病院ごとの目標管理の実施

(9) 行政機関等への貢献

【指標】

- ✓ 労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である患者紹介率76%以上、逆紹介率63%以上を毎年度確保する。
- ✓ 救急搬送応需率70%以上を毎年度確保する。
- ✓ 患者満足度調査において全病院平均で毎年度80%以上の満足度を確保する。
- ✓ 治験症例数を中期目標期間中2万2000件以上確保する。
- ✓ 全ての労災病院が病院機能評価等の第三者評価の認定を受ける。

重要度
高

我が国は本格的な「少子高齢化・人口減少社会」を迎え、職場においては、労働者の高齢化が進展するとともに職業生活が長期化し、このため疾病リスクを抱える労働者が増加傾向で推移しており、労災病院が担う勤労者医療の重要性が高まっているため。

困難度
高

労災病院が勤労者医療の中核的な拠点として先進的な取組を行うとともに、大規模労働災害や新興感染症等の発生時には、公的な医療機関として臨機応変かつ機動的な対応が求められる。また、地域における人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化等の課題に対応するため、地域から求められる役割に応じつつ、効率的な病院運営を行うことは困難度が高い。

2 治療と仕事の両立支援の推進

(1) 治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援の推進

- ・ 労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対して診断時から治療の過程、退院時に至るまで、両立支援コーディネーター等を活用し、患者へのきめ細かな支援を行うこと。
- ・ 労災病院以外の医療機関の患者に対しては、産業保健総合支援センターが両立支援コーディネーター等を活用しつつ地域の医療機関との連携、協力関係を構築し、労働者への支援を推進すること。
- ・ 治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアルについて、治療就労両立支援センター等において新たに収集した事例や企業における課題等の分析及び評価を行い、更新してその充実を図り、労災指定医療機関等及び事業場に普及すること。 など

(2) 治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援

- ・ 産業保健総合支援センターにおいて、①企業等に対する正しい知識及び理解の普及、②企業や産業保健スタッフ等からの相談対応、③労働者と事業場との間の個別調整支援について、近年社会的なニーズが高まっているメンタルヘルス不調に係る対応も含め、円滑かつ適切に実施すること。
- ・ 産業保健総合支援センターは、労災病院又は治療就労両立支援センターと連携した上で、企業等に対する支援を実施すること。

(3) 治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成

- ・ 両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コーディネーターの更なる実践能力の向上を図るための研修（事例検討会等）を実施すること。 など

【指標】

- ✓ 支援した罹患者の件数を年間1200件以上にする。
- ✓ 支援した罹患者の90%以上から満足であった旨の評価を得る。
- ✓ 事例検討会の参加者の80%以上から有用であった旨の評価を得る。

重要度 高

職業生活が長期化し、疾病リスクを抱える労働者が増えており、治療と仕事の両立支援の重要性が高まる中、企業の意識改革と受入れ体制の整備並びに主治医、企業、産業医及び患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制構築の推進を図り、労働者の健康確保、継続的な人材の確保及び生産性の向上を実現することは重要であるため。

困難度 高

治療と仕事の両立支援を推進するためには、企業、医療機関、労働者等の多くの関係者による連携を強化していく必要があることから困難度が高い。特に経営者や管理職の理解不足や、中小企業への周知不足という様々な課題がある中で、両立支援コーディネーターを育成し、治療と仕事の両立に向けた取組を社会全体に広げていくことは困難度が高い。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

3 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等

勤労者医療の
充実

- 重度の障害を負った被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいて、効率的、効果的な運営に努めること。
- 医療リハビリテーションセンターにおいて、職場復帰に必要なリハビリテーション技術及び自立支援機器等の新たな医療技術等の開発・普及に取り組むこと。
- 総合せき損センターにおいて、初期治療から社会復帰までの一貫した医療を行うとともに、脊髄損傷治療の質の向上に資する最新の治療の研究等への協力を行うこと。

【指標】

- ✓ 医療リハビリテーションセンターにおいて、職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。
- ✓ 総合せき損センターにおいて、職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。
- ✓ 患者満足度調査において全施設平均80%以上の満足度を確保する。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

4 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等

勤労者の
安全向上

(1) 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究、労災疾病に係る研究開発の推進

- 労働安全衛生施策の基礎となる研究を体系的・継続的に推進するため、行政課題を踏まえて、プロジェクト研究、協働研究、基盤研究、行政要請研究、労災疾病等研究、過労死等に関する調査研究、放射線に関する調査研究を確実に実施すること。

プロジェクト研究

第14次労働災害防止対策計画で示された行政課題を踏まえ、以下の視点を踏まえた研究テーマの設定を行い、明確な到達目標を定めて重点的に研究資金及び研究要員を配置する研究。

- ① 労働安全衛生施策の企画・立案のエビデンスを収集する研究を体系的・継続的に推進していく視点
- ② 労働者（中高年の女性中心）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進の視点
- ③ 高齢労働者の労働災害防止対策の推進の視点
- ④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進の視点
- ⑤ DXの進展を踏まえた安全衛生対策の推進の視点
- ⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進の視点
- ⑦ 労働者の健康確保対策の推進の視点
- ⑧ 化学物質等の危険性・有害性に基づく健康障害防止対策の推進の視点
- ⑨ 化学物質等対策における事業場の自律的な取組の促進の視点

など

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

4 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等

勤労者の
安全向上

(2) 研究の実施体制等の強化

(3) 国際貢献、海外への発信

(4) 研究評価の厳正な実施と評価結果の公表

(5) 研究成果の積極的な普及・活用

- 調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等に積極的に貢献すること。
- 調査及び研究の成果並びにモデル医療法及びモデル予防法等の成果については、原則としてホームページに掲載し、労働者の健康及び安全に関する調査及び研究の成果については、安全衛生技術講演会等で広く周知すること。 など

(6) 労働災害の情報分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知

- 労働者死傷病報告のデータを労働安全衛生総合研究所において効率よく統計処理し、災害原因等の要因解析を行うこと。
- 安全衛生の取組の効果について、事業者の納得性を高めるため、科学的根拠に基づき労働災害防止対策の有効性を証明するとともに、災害発生要因等の安全衛生に関する研究成果等の情報発信について、「職場のあんぜんサイト」を活用するなどにより強化する。

(7) 化学物質の自律的管理への支援

- 労働安全衛生総合研究所化学物質管理研究センターにおいて、GHS分類、モデルSDSの作成、化学物質による労働災害の分析、情報発信等を行い、事業場における化学物質管理の支援を行うこと。
- 小規模事業場における化学物質管理に係る取組の支援や業種別マニュアルの作成支援等を行うこと。

【指標】

- ✓ 外部評価における対象となる研究において、平均点3.5点以上の評価を得る。
(5点(優れている)、4点(やや優れている)、3点(概ね妥当である)、2点(やや劣っている)、1点(劣っている))
- ✓ 厚生労働省から「政策効果が期待できる」との評価を受けた研究報告書の割合を80%以上とする。
- ✓ 法令・基準の制改定等への貢献件数を50件以上とする。
- ✓ 安全衛生技術講演会有意義度調査において、平均点2.0点以上の評価を得る。
(3点(大変有意義)、2点(有意義)、1点(あまり有意義ではない)、0点(有意義でない))

重要度 高

労働安全衛生行政上の課題に対応した研究を実施し、当該研究結果を踏まえて労働安全衛生関係法令、国内基準及び国際基準の制定及び改定に積極的に貢献することは、労働安全衛生行政の推進に当たって極めて重要であるため。労働安全衛生行政上の課題に対応した研究の成果が、周知広報を通じて作業現場へ導入される等広く普及されることにより、労働災害の減少に結びつくため。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

5 労働災害の原因調査の実施

勤労者の
安全向上

- 迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行うとともに、調査結果等について、速やかに厚生労働省に報告を行うこと。
- 災害調査等の結果について体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行うこと。
- 調査実施後、調査内容については、厚生労働省における捜査状況、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表を積極的に行い、同種災害の再発防止対策の普及等に努めること。

【指標】

- ✓ 災害調査報告及び鑑定結果報告について、厚生労働省等からの評価で、平均点2.0点以上の評価を得る。
(3点(大変役に立った)、2点(役に立った)、1点(あまり役に立たなかった)、0点(役に立たなかった))

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

6 化学物質等の有害性調査の実施

勤労者の
安全向上

- 化学物質に係る危険性・有害性の情報伝達とリスクアセスメントの実施に資するため、労働安全衛生総合研究所において有害性調査を実施する体制を整備すること。
- 短期の吸入試験、経皮試験を中心に、OECDガイドライン等に基づき、計画的に有害性調査を実施すること。
- 試験の実施に当たっては、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定を行うこと。
- 短期ばく露試験法をはじめとした試験の迅速化・効率化を図るための調査及び研究に取り組むこと。
- 有害性調査の成果の普及については、積極的に論文等として公表するとともに、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努めること。

【指標】

- ✓ OECDガイドライン等に基づき試験を円滑に実施する。
- ✓ 試験の迅速化・効率化等を図るための調査及び研究を行い、論文等として公表する。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

7 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供

産業保健の
強化

(1) 産業医及び産業保健関係者への支援

- 産業医及び産業保健関係者が実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業保健総合支援センターにおいて、産業現場のニーズを踏まえた研修を実施すること。
- 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおいて、対応に苦慮する事案等に接した際に、アドバイザー産業医が専門的な相談に応じられるよう体制を整備した上で、効果的に運用すること。 など

(2) 事業場における産業保健活動の支援

- 事業主、産業医等を対象とした研修の実施に当たっては、産業保健総合支援センター等において国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施すること。
- 働く女性の健康支援に関する研修を拡充し、女性特有の健康課題に係る理解と事業場における対応の促進を図るほか、新たに事業者等向けに化学物質管理に係る研修を実施すること。
- 令和4年5月の労働安全衛生規則等の改正による新たな化学物質規制について、産業保健総合支援センターの産業保健相談員として委嘱した労働衛生コンサルタント等が相談に応じられる体制を整備した上で、効果的に運用すること。
- 産業保健総合支援センターで行う健康管理に関する研修の対象に、労災保険に特別加入している個人事業者等も加え、必要な研修や情報発信を行うこと。
- 事業主団体等における産業保健活動に対する助成等の支援を行うこと。 など

(3) メンタルヘルス対策の推進

- 事業場におけるメンタルヘルス対策をより一層進めるため、メンタルヘルス対応の専門的な知識・経験を有する産業医、心理職、保健師の配置拡大等、産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に係る支援体制を整備すること。
- 産業医等の産業保健関係者を対象として、メンタルヘルス対策に係る専門的研修を強化する等、支援の充実を図ること。 など

(4) 産業保健活動総合支援事業の利用促進

【指標】

- ✓ 専門的研修等を年間5300回以上実施する。
- ✓ 産業保健活動総合支援センター及び地域産業保健センターにおける相談対応件数を年間13万件以上とする。
- ✓ 研修又は相談利用者から有益であった旨の評価を90%以上確保する。
- ✓ 事業の利用により改善事項が見られた事業者等の割合を80%以上とする。

重要度
高

困難度
高

中小企業に対するメンタルヘルス対策支援の強化、化学物質の自律的な管理に係る支援のほか、今まで産業保健活動総合支援事業の対象としていなかったフリーランスへの対応など、専門性の深化や対象範囲の拡大が進展しており、当該事業の実施状況が、今後の国の施策に影響を及ぼすため。

小規模事業場を含む地域の事業者ニーズを的確に把握し、多様な働き方をする全ての労働者の心身の健康が確保されるよう、産業保健活動総合支援事業の充実・強化等の見直しを行うことが必要であり、また、その際、当該事業を推進する上で不可欠である地域の医師会等関係機関からの必要な協力が得られるように連携を強化していくことも求められており、困難度が高い。疾病を有する労働者に係る治療と仕事の両立支援については、社会における取組への理解が不十分であることに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者、労働者本人等の多くの関係者間の連携が必要となり、困難度が高い。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

その他事業

8 未払賃金の立替払業務の着実な実施

(1) 迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償

(2) 情報開示の充実

(3) 未払賃金立替払請求等のシステム化

- 未払賃金立替払の請求について、令和7年度末までにオンライン化に向けて調整するとともに、労働基準監督署が把握・保有する立替払額の情報について、機構が保有する未払賃金立替払システムと情報連携ができるよう、可能な限り令和7年度末までにシステム改修を行い、利用者の利便性向上を図ること。

【指標】

✓ 請求書の受付日から支払日までの期間を平均20日以内とする。

なお、未払賃金立替払請求等がオンライン化された際には、審査の実施状況を踏まえ、更なる期間短縮を図るとともに、必要があれば指標を変更する。

重要度 高

この事業は労働者とその家族の生活の安定を図るためのセーフティネットとして重要であるため。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

その他事業

9 納骨堂の運営業務

- 高尾みころも霊堂が、労働災害で亡くなられた方々の尊い御霊をお慰めするための慰霊の場としてふさわしい環境になるよう、適切な管理・運営を行うこと。
- IT技術を活用することにより、来堂できなくても疑似体験できるような新たなシステムを構築すること。

【指標】

✓ 来堂者、遺族等の満足度調査で、平均3ポイント以上得る。

(アンケート指標「非常に満足」4点、「満足」3点、「不満足」2点、「非常に不満足」1点)

重要度 高

我が国の経済社会の発展と豊かさは、様々な産業で働いてこられた方々のたゆみないご尽力により築かれたものであり、この発展と豊かさの陰に、労働災害によって尊い生命を失われた方々が数多くおられることは忘れてはならない。高尾みころも霊堂は、合祀慰霊式の開催も含め、労働災害により尊い生命を失われた方々の慰霊の場であることから、霊堂の適切な管理・運営は非常に重要な事業である。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

10 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払等業務として取り組むべき事項

その他事業

- 給付金等の支払に当たっては、個人情報取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めること。
- 評価に当たっては、「支払件数」、「支払に要した期間」、「個人情報取扱いに関する規程等の整備状況」を勘案し評価を実施する。

第4 業務運営の効率化に関する事項

- 機構における働き方改革の取組を推進するため、業務の効率化等に向けた取組を実施し、職員の長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を図ること。また、改正医療法に基づく医師の働き方改革への取組を着実に実施すること。
- 理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分、人事配置等を弾力的に行えるよう機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図ること。
- 運営費交付金を充当して行う事業について、「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図る。
- 情報システムについて、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」にのっとり、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システム等の適切な整備及び管理を行うこと。など

【指標】

- ✓ 新規事業追加部分、人件費、公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、中期目標期間の最終年度において、令和5年度予算に比して、一般管理費については15%程度を、事業費（専門センター事業、研究及び試験事業、労働災害調査事業並びに化学物質等の有害性調査事業を除く。）については5%程度を、それぞれ削減する。

第5 財務内容の改善に関する事項

- 各労災病院について、支出の抑制及び収益の確保を図ることはもとより、今後の地域における人口・疾病構造の変化等を踏まえ、地域の医療ニーズにより適合した病院となるよう、診療体制や病床数など病院機能の見直し、合理化を図ること。
- 全ての労災病院においてコストの削減を図るため、独立行政法人国立病院機構等との医薬品、高額医療機器等の共同購入を実施するなど、公的医療機関と連携を行うこと。
- 安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上を図る等の取組を行うこと。
- 医療圏ごとの実情を踏まえ、客観的な指標を設定することで、病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保に努めること。
など

【指標】

- ✓ 労災病院の病床利用率を各年度全国平均以上とする。

第6 その他業務運営に関する重要事項

- 労災病院において、チーム医療を推進するため、特定行為を行う看護師等、高度な専門性の下に多職種による連携及び協働ができる専門職種の育成及び研修を実施すること。
- 労災看護専門学校において、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成すること。
- 内部統制について、その仕組みを有効に機能させるために中期計画・年度計画の進捗状況について点検・検討等の自己評価を行い、理事長のリーダーシップに基づくPDCAサイクルを適切に実施すること。
- 機構の理念について、職員に浸透を図ることにより、職員一人ひとりが機構に与えられた役割を全うできるように努めること。
- 機構の役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、積極的な広報に努めること。

など

【指標】

- ✓ 本部主催の職員研修の有益度調査において全研修平均で85%以上の有益度を得る。
- ✓ 看護師国家試験合格率を全国平均以上とする。